

~~平成16年1月23日動物医薬品・肥料・飼料等合同専門調査会決定~~
平成18年 月 日動物用医薬品・肥料・飼料等・微生物合同専門調査会決定

薬剤耐性菌の食品健康影響評価の進め方について(修正案)

1 背景

- (1) 平成15年12月8日付けで農林水産省が食品安全委員会に意見を求めてきた薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価については、食品安全委員会専門調査会運営規定によると、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会の担当となるところである。~~しかしながら、合同専門調査会を開催し、審議する場合には、専門委員の人数が多いことから効率的な調査審議が困難であると考えられる。~~
- (2) 一方で、求められている評価事項は、「抗菌性物質そのものが有するリスク」ではなく、「抗菌性物質が使用された場合に選択される薬剤耐性菌のリスク」であり、微生物専門調査会等の他の調査会に属する専門委員等の参加も加わった三専門調査会合同の審議が必要であると考えられる。
- (3) しかしながら、三専門調査会合同の会合を開催し審議する場合には、専門委員の人数が多いことから効率的な調査審議が困難であると考えられる。
- (4) これらの事情を踏まえ、平成15年12月8日付けで農林水産省が食品安全委員会に意見を求めてきた薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価並びに動物用医薬品及び飼料添加物の食品健康影響評価のうち薬剤耐性菌を介した影響の部分については、次により三専門調査会によるWGにおいて審議することとする。

2 運営

- (1) WGの設置
動物用医薬品専門調査会、~~及び肥料・飼料等専門調査会及び微生物専門調査会~~の合同調査会に微生物等を専門とする委員によるWGを設置する。
- (2) WGの構成
WGは、~~三専門両調査会及び他の専門調査会~~に属する専門委員から構成する。また、座長が必要であると認めた場合には、専門調査会委員以外の有識者の参加を求める。
- (3) 評価結果の取り扱い
WGの評価結果は三専門調査会の了解を得て、を合同専門調査会の評価結果とする。また、WGの検討状況は、適宜、三専門両調査会の専門委員に報告する。